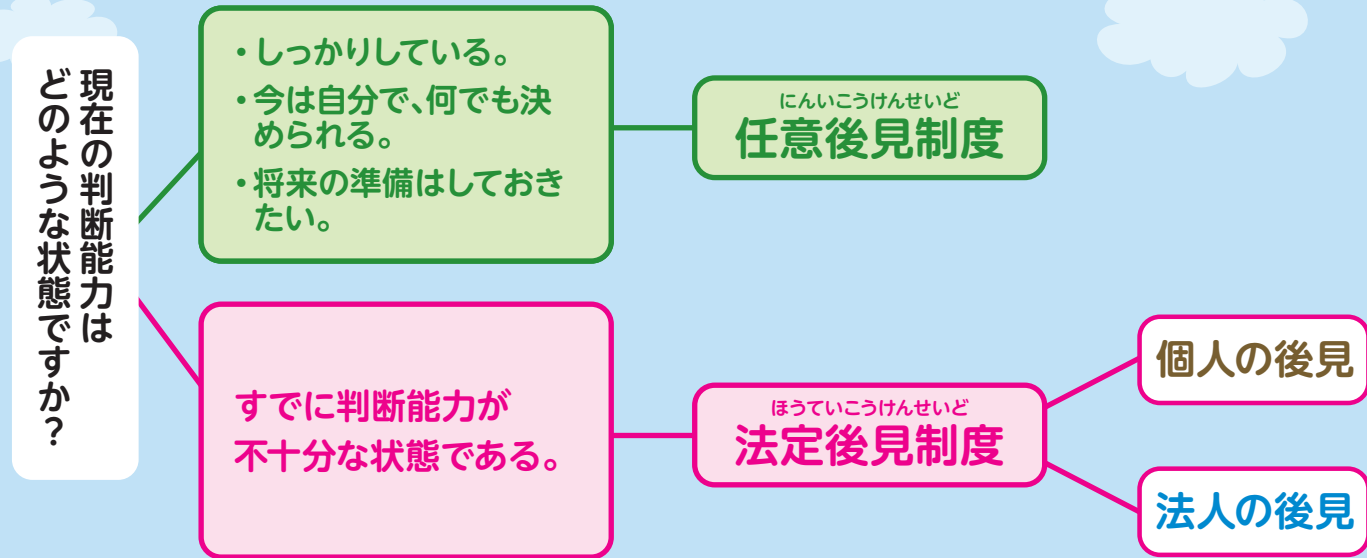


## 成年後見の種類

Q 成年後見制度には、どのような種類があって、どう考えたらよいのでしょうか？

A 次のフローチャートを参考にしてください。



## ヒルフェとは…

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。成年後見制度の利用支援、普及促進、後見人等の育成、指導、監督等を行っています。「ヒルフェ」とは、ドイツ語で「支援」を意味します。成年後見制度を利用する方々に、そっと寄り添い、優しくサポートしていきたいという気持ちが込められています。



公益社団法人  
**成年後見支援センター ヒルフェ**  
こうえきしゃだんほうじん せいねんこうけん しえんせんたー

〒153-0042  
東京都目黒区青葉台3丁目1番6号 行政書士会館

☎03-3476-5131  
FAX:03-3476-5137

<http://www.hilfe.jp>

公益社団法人ヒルフェ 検索



電話相談・面談予約：月～金 午前10時～12時・午後1時～4時  
面談（予約制）：月・木 午前10時～12時・午後1時～4時

# 成年後見制度

をお考えの方へ

ご存知  
ですか？

ほうじんこうけん

# 法人後見

法人が後見人というのは、  
どういうことでしょうか？  
誰か責任をもって  
みてくれるのでしょうか？

法人に頼むのって、  
大がかりになりそう。  
費用も高くなりますか？

そもそも、  
個人の後見人と、  
法人の後見人は  
どのような違いがありますか？

知的障がいの子どもがおり、  
親亡きあとが心配です。  
子どもに後見人がつく  
長い間お世話になると思いますが、  
法人後見の担当者や引継ぎは  
どうなりますか？



皆様の疑問にヒルフェちゃんがお答えします。

そっと寄り添い、優しくサポート

公益社団法人

**成年後見支援センター ヒルフェ**

こうえきしゃだんほうじん せいねんこうけん しえんせんたー

詳しくは  
お問い合わせ  
ください

(お問い合わせ先：裏表紙に記載)

# 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい患者、精神障がい者などの方々を本人の自己決定権を尊重しつつ、財産管理や契約を補助したり代理することにより安心して生活ができるように支援し、権利を守る制度です。

成年後見制度には、**法定後見制度(法律による後見制度)**と**任意後見制度(契約による後見制度)**があります。

●**法定後見制度**は、判断能力が現在すでに不十分な状態にある人が利用する制度です。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれています。

●**任意後見制度**は、本人(委任者)が判断能力のあるうちに、将来判断能力が不十分になったときのために備え、本人を支援してくれる人(任意後見受任者)と予め公証役場で契約を締結しておく制度です。

# 後見人になれる人とは

**法定後見制度**では、申立ての際に専門職や親族などの候補者(個人・法人)をあげることができますが、家庭裁判所が適任と認めた人を後見人に選任するため、候補者ではない人が後見人になることがあります。

**任意後見制度**では、契約で決めた方が後見人となります。

# 法人後見とは

ヒルフェという公益社団法人が、成年後見人、保佐人、補助人になるものです。ヒルフェでは、本人の心身の状況、生活状況、財産状況等により、個人の後見人では受任が困難であると予想される事案等について、公共性及び社会福祉の観点から、本人の権利を保護することを目的として法人後見事業を行っています。

# ヒルフェの法人後見

- 親なきあと／法人が継続的に後見人として支援します(個人の後見人だと年齢等による継続性の確保が難しい場合がありますが、法人後見にはその心配がありません)。
- 生活困窮者
- 虐待・経済的虐待
- 各自治体・中核機関から特に法人後見の要望のある案件
- 公益的見地から当法人が受任すべきと判断する案件

本人・家族・関係者との面会を行いながら、支援の形をご一緒に考えていきます。



支援の形を一緒に考えましょう!

こじんのこうけん

ほうじんこうけん

# 個人の後見と法人後見のちがい

※このパンフレットでは、成年後見人、保佐人、補助人をまとめて「後見人」と表記しています。

## 個人の後見の場合



※登場人物のイメージです

個人の後見のイメージ

選任された後見人がずっと支援します。ヒルフェ会員に関しては、ヒルフェが指導・監督をします。

「個人」(家庭裁判所が選任)。専門職、親族、市民後見人などが選任されています。

基本的には同じ人が後見人を続けます。

後見人が金庫等できちんと責任を持って管理します。

後見人が本人の意思を尊重し、心身や生活の状況に配慮しながら行います。

裁判所に報酬付与の申立てをすると、後見事務・財産内容等に応じて裁判所が算定し審判があります。

判断能力が不十分な方など、後見の必要性がある方は、ご相談ください。

ヒルフェちゃんが皆様の疑問にお答えします!



後見人にはどのような人になるのでしょうか?

後見人の交代はありますか?

財産管理は?

身上保護は?

後見報酬は?

誰でも利用できるのでしょうか?

## 法人後見(ヒルフェ)の場合



※登場人物のイメージです

法人の後見のイメージ

チームヒルフェで支援します。

「法人」(家庭裁判所が選任)。後見人になった法人が、会員の中から後見事務担当者を任命し、事務担当者の支援、指導、監督を行います。

本人の状況の変化等により、必要性に応じて法人内で担当者が交代することもあります。

法人で財産管理方法を決めます。担当者が預かる書類と、法人の金庫で保管するものに分けて管理します。

本人の意思を尊重し、心身や生活の状況に配慮しながら、日常的な身上保護は担当者が行い、重要事項は法人で検討します。

個人の後見人の場合と同様です。法人後見という理由で高額になることはありません。

ヒルフェでは、後見が長期間となる可能性が高い方などについて受任をします。